

令和3年度第2回新潟県在籍型出向等支援協議会 議事概要

開催日時：令和3年12月9日（木）10:00～11:30

場 所：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

1 開会挨拶（職業安定部長）

2 「最近の雇用失業情勢」について資料No.1により事務局説明。

令和3年10月の有効求人倍率（季調値）は1.45倍で上昇傾向が続き、人手不足感が強くなってきている。しかし新型コロナの影響が見通せない中、雇用失業情勢は引き続き注意が必要といったことなどを説明。

3 「新潟労働局における出向支援の取組状況について」について資料No.2～4により事務局から説明。

産業雇用安定助成金の計画届出の状況及び雇用調整助成金の特例措置の今後の取扱いについて説明し、今後、在籍型出向制度を活用した事業主支援が一層重要となることを説明。また、令和3年度上期の労働局の取組状況及び今後の主な取組予定について説明。

4 「在籍型出向に関するアンケート結果について」を資料5に基づき事務局説明。

出向元、出向先企業ともに出向制度を活用した結果について高評価が得られていること。出向した労働者からも自身のスキルアップにつながる等、概ね前向きな評価が多いことなどを説明。

3 「産業雇用安定センターにおける取組状況について」を資料6及び机上配付資料「まんがでわかる在籍出向（冊子）」に基づき、産業雇用安定センター説明。

実際に支援した事例を紹介しつつ、産業雇用安定センターの支援プロセスについて説明。各構成員に対しては、特に送り出し企業への周知、情報提供について依頼。

4 「関東経済産業局における取組状況について」を資料7に基づき、関東経済産業局説明。

人材シェアマッチング事業（広域関東 de 人材シェア!）の進捗状況、マッチング実績などについて説明。また、在籍型出向に関するオンライン説明会の開催状況、当日の内容はYouTubeで視聴可能なことなどを説明。

5 「在籍型出稿「基本がわかる」ハンドブック（第2版）」及びリーフレット「在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか？人材を確保しませんか？」を参考資料として机上配布。

6 意見交換

【産業雇用安定センター】

企業訪問等で在籍型出向制度及び産業雇用安定助成金についての認知度は約半々という印象である。また制度を認知している企業のうち、雇用調整助成金を利用し続けるという企業が8割という状況である。課題は制度自体を知らないとする企業が半数近くあるのではないかということであり、さらなる周知等について各構成員の協力をお願いしたい。

【経済団体（県商工会議所連合会）】

企業との相談の窓口となる経営指導員は金融機関との連携も出ており、在籍型出向制度に関する合同の研修等の実施についても検討していきたい。

【経済団体（県経営者協会）】

産業雇用安定助成金や関東経済産業局のセミナーなどは協会のHPなどを活用し、傘下企業にも周知している。

雇用維持ができなくなった企業の離職者を人手不足の企業が採用したなどの話も聞いており、在籍型出向も一定の需要があるものと思う。引き続き周知していきたい。

【労働団体（連合新潟）】

労働側としては、出向対象者の選定に当たっての透明性の確保をお願いしたい。また、出向期間が長期におよぶ者は、その間の昇給などで格差が出ないように出向元企業には働きかけをお願いしたい。

要望に対する説明→【産業雇用安定センター】

マッチング支援にあたっては、出向はあくまで本人の同意が必要なことは十分企業に認識させた上で支援している。また、出向後は継続的なフォローアップを行っており、適切に対応してまいりたい。

【経済団体（県中小企業団体中央会）】

中小企業は、人材確保対策のために様々な取組をしている。在籍型出向による一時的な受入れだけでなく、外国人技能実習生の受入れなども選択肢の一つ。様々な人材確保策がある中の一つとして在籍型出向制度の活用も周知していきたい。

【県社会保険労務士会】

寄せられる相談としては、雇用調整助成金の申請相談は落ち着いてきているが、それほど減っていない印象。産業雇用安定助成金に関する相談は正直少ない。社労士として

は助成金申請のほか、出向に係る労働者への同意等に関する支援、就業規則等の整備、出向の目的など契約面に関するフォローも行っている。引き続き支援してまいりたい。

【金融機関（県信用金庫協会）】

営業担当からは、人手不足の企業が多い印象である。出向について興味を示す企業もあるが、中小企業の場合、1人の労働力を送り出すと大企業の1人に比べ負担が大きい。また、属人的な業務体制になっていることも出向を阻む要因ではないかと思う。しかし、今回中小企業でも出向制度を活用し、評価が得られていることがわかった。本日の説明で在籍型出向の有用性について十分認識できたので、さらに積極的に周知していきたい。なお、出向については、モノが動くのではなく、人が動くものであり、仕事のやりがいなど労働者のモチベーションを保つことも重要であり、その点は慎重に対応する必要がある。

【金融機関（大光銀行）】

年明けにも労働局及び産業雇用安定センターから協力をいただき、出向制度、産業雇用安定助成金に関する各支店の営業担当者への研修を検討している。

【行政機関（新潟県）】

県のホームページに産業雇用安定センターや関東経済産業局などの該当ページにリンクを貼り周知に努めているところ。なお、地域振興局にある労働相談所においては、中小企業等に対し、職員と労働相談アドバイザーによるペア訪問相談を実施しており、引き続き周知に努めたい。